

# 第74回国民体育大会 石岡市実行委員会

## 第1回常任委員会



いきいき茨城ゆめ国体  
翔べ 羽ばたけ そして未来へ



期 日 平成28年11月22日（火）  
時 間 午後2時00分  
会 場 石岡市中央公民館 2階会議室

# 第 74 回国民体育大会石岡市実行委員会 第 1 回常任委員会 目次

## ○ 第 1 回常任委員会

- 【第 1 号議案】 第 74 回国民体育大会石岡市開催推進総合計画（案）・・・ 1
- 【第 2 号議案】 第 74 回国民体育大会石岡市実行委員会  
専門委員会規程（案）・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 【第 3 号議案】 第 74 回国民体育大会石岡市実行委員会  
事務局規程（案）・・・・・・・・・・・・・・ 10

## ○ 参考資料

- 第 74 回国民体育大会石岡市実行委員会組織図・・・・・・・・・・・・ 14
- 第 74 回国民体育大会石岡市実行委員会常任委員名簿・・・・・・・・・・・・ 15
- 第 74 回国民体育大会石岡市実行委員会会則・・・・・・・・・・・・ 16

第 74 回国民体育大会石岡市実行委員会  
第 1 回常任委員会 次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

【第 1 号議案】 第 74 回国民体育大会石岡市開催推進総合計画（案）

【第 2 号議案】 第 74 回国民体育大会石岡市実行委員会専門委員会規程（案）

【第 3 号議案】 第 74 回国民体育大会石岡市実行委員会事務局規程（案）

4 その他

5 閉 会

## 第74回国民体育大会石岡市開催推進総合計画（案）

### 1 趣旨

第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」（以下「茨城国体」という。）の成功に向け、石岡市民の英知と総力を結集し、おもてなしの心で本市にふさわしい個性と魅力あふれる国体を目指し、第74回国民体育大会石岡市開催基本方針に基づき開催推進総合計画を定めるものとする。

### 2 推進計画

#### (1) 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下「県等」という。）と連携し、茨城国体を一過性のものでせず、将来のまちづくりに繋がる大会とするため、総合的な計画を立案し、施策を推進する。

#### (2) 財務

県等との相互協力のもと創意工夫により、簡素な中にも実りある国体を目指し適切で効率的な財務運営を図る。

#### (3) 広報

茨城国体に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、石岡市を訪れる方々をはじめ、全国に歴史、文化、豊かな自然、食の魅力を発信する。また、国体開催の成果を永く記録に留めるため大会記録報告書等を編纂する。

#### (4) 市民協働

市民総参加のもと一丸となって大会を盛り上げていくことにより、国体開催の意義を広め、市民一人ひとりが活躍する手づくりの大会にするとともに、茨城国体の経験をその後の市民協働によるまちづくりに繋げる。

#### (5) 歓迎・接伴

選手や監督をはじめ、石岡市を訪れる方々を温かくお迎えするとともに、石岡市の観光・文化・産業等を広く紹介し、もう一度訪れていただける心のこもったおもてなしを提供する。

#### (6) 競技運営

県との連携を強化しながら、競技会を円滑で効率的に運営し、競技会の実施に必要な用具等の調達については、可能な限り現有のものを活用又は借用し、最小限の整備とする。

#### (7) 式典

簡素な装飾や演出に努めることを基本としつつ、創意工夫をこらした温かみのある運営を務める。

(8) 施設

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を考慮し、既存施設の有効活用に努めながら、必要な施設の整備を図るとともに、国体開催後の市民等の施設利用も視野に入れた整備をする。

(9) 宿泊

宿泊施設や関係機関との連携により、おもてなしの心と十分にくつろいでいただける環境を整えるとともに、より多くの方々の受け入れができる効率的な配宿体制の確立を図る。

(10) 医事・衛生

茨城国体にかかる全ての方々の健康を確保するとともに、大会を快適な環境のもとで開催するため、医療機関その他関係機関との連携を強化する。

さらに食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫対策及び医療救護体制の確立を図る。

(11) 輸送・交通

石岡市の交通事情を勘案し、交通事業者や関係機関との連携により、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努める。あわせて、交通渋滞の緩和と環境への負担の軽減のためにも公共機関の利用を促進し、交通安全の徹底を考慮し輸送・交通体制の確立を図る。

(12) 警備・消防防災

競技会場や大会関係施設における治安の確保や災害の防止、非常時における緊急対応に万全を期するため、警察・消防その他関係機関と連携しながら、警備・消防防災体制の確立を図る。

## 第 2 号議案

### 第 74 回国民体育大会石岡市実行委員会専門委員会規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、第 74 回国民体育大会石岡市実行委員会会則（平成 28 年 10 月 18 日決定）第 13 条第 4 項の規定に基づき、第 74 回国民体育大会石岡市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営等について、必要な事項を定めるものとする。

（名称及び付託事項）

第 2 条 専門委員会の名称及び第 74 回国民体育大会石岡市実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第 3 条 専門委員会に次に掲げる役員を置く。

(1) 委員長 1 名 (2) 副委員長 若干名

（役員を選任）

第 4 条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから第 74 回国民体育大会石岡市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

（役員の職務）

第 5 条 委員長は、専門委員会を代表し、会長を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した順位により、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

3 専門委員会の議事は、出席した専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（専門部会）

第 7 条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会の委員は、会長が委嘱した委員（以下「部会委員」という。）をもって構成する。

3 第 3 条から 5 条まで並びに第 6 条 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

（委任）

第 8 条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営について必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成 28 年 1 月 22 日から施行する。

別 表 (第2条関係)

名 称	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総務企画に関すること。</li> <li>2 財務、広報及び市民協働に関すること。</li> <li>3 歓迎、接伴に関すること。</li> <li>4 他の専門委員会に属さない事項に関すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総務企画の推進に関すること。</li> <li>2 財務、広報及び市民協働の実施に関すること。</li> <li>3 歓迎及び接伴の実施に関すること。</li> <li>4 他の専門委員会に属さない事項の実施に関すること。</li> </ol>
競技式典専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技運営に関すること。</li> <li>2 式典に関すること。</li> <li>3 施設に関すること。</li> <li>4 その他競技式典に関すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技運営の実施に関すること。</li> <li>2 式典の実施に関すること。</li> <li>3 施設の整備に関すること。</li> <li>4 その他競技式典の実施に関すること。</li> </ol>
宿泊衛生専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 宿泊に関すること。</li> <li>2 医事・衛生に関すること。</li> <li>3 その他宿泊衛生に関すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 宿泊の実施に関すること。</li> <li>2 医事・衛生の実施に関すること。</li> <li>3 その他宿泊衛生の実施に関すること。</li> </ol>
輸送交通専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 輸送・交通に関すること。</li> <li>2 警備・消防に関すること。</li> <li>3 その他輸送交通に関すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 輸送・交通の実施に関すること。</li> <li>2 警備・消防の実施に関すること。</li> <li>3 その他輸送交通の実施に関すること。</li> </ol>

第 74 回国民体育大会石岡市実行委員会

総務企画専門委員会委員（案）

【委員 21 名】

(順不同・敬称略)

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
産業経済 社会福祉	石岡市観光協会		
	石岡商工会議所		
	石岡八郷商工会		
	石岡青年会議所		
	石岡市区長会		
	石岡市のまちづくり推進委員会		
	石岡市いきいきクラブ連合会		
	石岡市子ども会育成連合会		
	ボーイスカウト石岡地区		
	ガールスカウト石岡クラブ		
	社会福祉法人 石岡市社会福祉協議会		
	石岡嚙子連合保存会		
石岡市文化協会			
学 校	石岡市学校長会		
石岡市	石岡市市長公室秘書広聴課		
	石岡市市長公室政策企画課		
	石岡市生活環境部まちづくり協働課		
	石岡市経済部商工課		
	石岡市経済部観光課		
	石岡市教育委員会指導室		
	石岡市教育委員会生涯学習課		21

事務局	石岡市教育委員会，スポーツ振興課
-----	------------------



第74回国民体育大会石岡市実行委員会

競技式典専門委員会委員（案）

【委員21名】

（順不同・敬称略）

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
スポーツ	石岡市体育協会		
	石岡市スポーツ推進委員協議会		
	石岡市スポーツ少年団		
競技	茨城県バドミントン協会		
	石岡市バドミントン協会		
	茨城県オリエンテーリング協会		
	石岡トレイルランクラブ		
	ハググライダー/ハラグライダー石岡市大会実行委員会		
	茨城県スポーツ吹矢協会		
	石岡リレーカーニバル実行委員会		
学校	茨城県高等学校体育連盟県南地区		
	石岡第一高等学校		
	石岡第二高等学校		
	石岡商業高等学校		
	石岡市中学校体育連盟		
	石岡市小学校体育連盟		
石岡市	石岡市市長公室秘書広聴課		
	石岡市総務部総務課		
	石岡市議会議会事務局		
	石岡市教育委員会教育総務課		
	石岡運動公園体育館		21

事務局	石岡市教育委員会，スポーツ振興課
-----	------------------

第74回国民体育大会石岡市実行委員会

宿泊衛生専門委員会委員（案）

【委員16名】

（順不同・敬称略）

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
宿泊観光	石岡市観光協会		
	石岡市商店街連合会		
	茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合石岡支部		
	新ひたち野農業協同組合		
	やさと農業協同組合		
医療	石岡市医師会		
	石岡市歯科医師会		
	石岡市薬剤師会		
食品衛生	茨城県土浦保健所		
	石岡料飲連合会		
石岡市	石岡市生活環境部生活環境課		
	石岡市保健福祉部健康増進課		
	石岡市経済部観光課		
	石岡市経済部商工課		
	石岡市経済部農政課		
	石岡市消防本部警防課		16

事務局	石岡市教育委員会，スポーツ振興課
-----	------------------

第74回国民体育大会石岡市実行委員会

輸送交通専門委員会委員（案）

【委員13名】

（順不同・敬称略）

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
輸送交通	東日本旅客鉄道株式会社 石岡駅		
	関鉄グリーンバス株式会社		
	茨城県ハイヤー協会県南支部石岡部会		
国・県	国土交通省土浦国道出張所		
	茨城県土木事務所道路管理課		
警察等	茨城県石岡署交通課		
	石岡地区交通安全協会		
石岡市	石岡市市長公室政策企画課		
	石岡市生活環境部まちづくり協働課		
	石岡市都市建設部都市計画課		
	石岡市都市建設部都道路建設課		
	石岡市消防本部総務課		
	石岡市消防本部予防課		13
事務局	石岡市教育委員会，スポーツ振興課		

## 第3号議案

### 第74回国民体育大会石岡市実行委員会事務局規程（案）

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この規程は、第74回国民体育大会石岡市実行委員会会則（以下「会則」という。）第15条第2項の規定に基づき、第74回国民体育大会石岡市実行委員会（以下「実行委員会」という。）の事務局の組織等について、必要な事項を定めるものとする。

##### （設置）

第2条 実行委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、石岡市教育委員会スポーツ振興課内に置く。

##### （所掌事務）

第3条 事務局の所掌事務は、別表第1のとおりとする。

##### （職員）

第4条 事務局に別表第2の左欄に掲げる職員を置き、同表右欄に掲げる石岡市職員をもって充てる。

2 前項の職員のほか、必要に応じ、事務局に非常勤職員及び臨時職員を置くことができる。

3 前2項の職員（以下「職員」という。）は、第74回国民体育大会石岡市実行委員会会長（以下「会長」という。）が任免する。

##### （職務）

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を掌理し、及び職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、上司の命を受け、担当の事務を掌理し、及び所属の職員を指揮監督し、並びに事務局長に事故あるとき、又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 職員は、上司の命を受け、事務を処理する。

##### （委任）

第6条 職員の服務については、石岡市職員服務規程（平成17年10月1日訓令第1号）の例による。

#### 第2章 決裁

##### （会長の権限に属する事項）

第7条 会長の権限に属する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 総会及び常任委員会の招集に関すること。

(2) 総会及び常任委員会に付すべき事項に関すること。

(3) 実行委員会の委員等の委嘱等に関すること。

(4) 実行委員会の規程等の制定改廃に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、実行委員会の運営について特に重要と認められる事項に関すること。

##### （専決事項等）

第8条 事務局長の決裁事項及び事務局次長の専決事項は、別表第3に掲げるとおりとする。

##### （代決）

第9条 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名した副会長が代決する。

2 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

### 第3章 文書の取扱い

(文書の記号番号等)

第10条 文書には、「石岡市国実」の記号及び会計年度による一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、省略することができる。

2 決裁文書には、次の各号に掲げる決裁区分を表示しなければならない。

- (1) 会長の決裁を受けるもの 会長
- (2) 事務局長の決裁を受けるもの 局長
- (3) 事務局次長の専決を受けるもの 次長専決

(文書の保存)

第11条 完結した文書は、事務局において編集し事務局次長が別に定める期間保存しなければならない。

2 会則第19条の規定により実行委員会が解散したときは保存する文書を石岡市へ引き継ぐものとする。

(委任)

第12条 この章に定めるもののほか、文書の取扱いについては、石岡市文書取扱規程（平成17年10月1日 訓令第3号）の例による。

### 第4章 公印

(公印)

第13条 実行委員会の公印は、別表第4のとおりとする。

2 前項の公印は、事務局次長が管理する。

(準用)

第14条 この章に定めるもののほか、公印の取扱については、石岡市公印規則（平成17年10月1日 規則第14号）の例による。

### 第5章 財務

(旅費等)

第15条 職員、非常勤職員及び臨時職員の旅費の額及びその支給方法については、石岡市職員の旅費に関する条例（平成17年10月1日 条例第58号）及び石岡市職員の旅費に関する規則（平成17年10月1日 規則第55号）の例による。

2 実行委員会の委員等の旅費の額及びその支給方法については、石岡市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（平成17年10月1日 条例第53号）の例による。

3 会長は、実行委員会の事務上特に必要があると認めたときは、職員、非常勤職員、臨時職員及び実行委員会の委員等以外の者に出張を依頼することができる。

4 前項の規定により出張する場合の旅費の額及び支給方法については、石岡市の旅費に関する条例及び石岡市職員の旅費に関する規則の例による。

5 前各項の規定にかかわらず、緊急の場合その他やむを得ない事情と認められる場合は、事務局長が別に定めるところによることができる。

(予算)

第16条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき予算を変更する場合は、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

(決算)

第 17 条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調整し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会則第 18 条の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

(出納員)

第 18 条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局次長をもって充てる。

(金融機関の指定)

第 19 条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

(委任)

第 20 条 この章に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項については、石岡市財務規則（平成 17 年 10 月 1 日規則第 56 号）その他の石岡市の財務に関する規則等の例による。

第 6 章 補則

(委任)

第 21 条 この規定に定めるもののほか、事務局の組織等について必要な事項は、会長の承認を得て、事務局長が別に定める。

付 則

この規程は、平成 28 年 11 月 22 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

所 掌 事 務
(1) 事務局の組織，人事，服務等に関すること。 (2) 総会，常任委員会及び専門委員会の事務に関すること。 (3) 実行委員会の事業計画及び事業報告に関すること。 (4) 実行委員会の予算及び決算に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか，実行委員会の事務に関すること。

別表第2（第4条関係）

事務局長	教育委員会教育次長
事務局次長	教育委員会スポーツ振興課長
事務局職員	教育委員会スポーツ振興課職員 同室非常勤職員及び臨時職員

別表第3（第8条関係）

事項	事務局長	事務局次長
(1) 申請，届出，通知，照会，回答，報告等に関すること。	重要なもの	軽易なもの
(2) 非常勤職員及び臨時職員の任免に関すること。		○
(3) 非常勤職員及び臨時職員の服務に関すること。		○
(4) 事務の分担に関すること。		○
(5) 出張命令に関すること。	実行委員会の委員等，事務局長及び事務局次長	事務局職員，非常勤職員及び臨時職員
(6) 工事又は製造への請負に関すること。	1件の見積価格が130万円未満のもの	
(7) 物品の購入，賃貸借，修理及び業務委託に関すること。	1件の見積価格が30万円以下のもの	
(8) 前2号以外の契約等に関すること。	重要なもの	軽易なもの
(9) 予算の流用及び配当替えに関すること。	○	

別表第4（第13条関係）

名称	寸法	書体
第74回国民体育大会石岡市実行委員会会長之印	24 mm平方	篆書体

第74回国民 体育大会石岡 市実行委員会 会 長 之 印
---------------------------------------

# 參考資料



## 第74回国民体育大会石岡市実行委員会組織図

総会 【議決機関】 113名 うち議決に関わる者：83名（会長，副会長，常任委員，委員，監事）

○開催方針の決定  
○事業計画・予算の審議  
○常任委員会への審議委任

委任

報告

会 長 (1)	市長
副 会 長 (5)	市議会議長，市教育委員会委員長，石岡商工会議所会頭，市体育協会会長 石岡市観光協会会長
常 任 委 員 (21)	市議会副議長，市議会各常任委員長，県競技団体位，副市長，教育長，警察署長 区長会会長，市学校長会長，経済関係，社会福祉関係，デモンストレーションスポーツ競技団体 会計管理者，市体育協会副会長
監 事 (2)	県議会議員，市議会議員，教育委員会教育委員
顧 問 (22)	報道関係
参 与 (14)	スポーツ関係，社会教育関係，宿泊・衛生・観光関係，通信・運輸関係
委 員 (54)	産業・経済関係，社会福祉関係，市（行政）関係

常任委員会 【審議機関】 27名（会長，副会長，常任委員）

○総会からの委任事項の審議  
・決定（各基本計画や要項等）  
○専門委員会の設置及び付託

付託

報告

会 長 (1)	市長
副 会 長 (5)	市議会議長，市教育委員会委員長，石岡商工会議所会頭，市体育協会会長 石岡市観光協会会長
常 任 委 員 (21)	市議会副議長，市議会各常任委員長，県競技団体位，副市長，教育長，警察署長 区長会会長，市学校長会長，経済関係，社会福祉関係，デモンストレーションスポーツ競技団体

専門委員会 【調査機関】 各 10～30名（委員長，副委員長，委員）

○常任委員会からの付託・  
委任事項の調査・審議

総務企画

総務企画，財務，  
広報，市民協働，  
歓迎・接伴など

競技式典

競技，式典，施設  
運営など

宿泊衛生

宿泊，医事・衛生  
など

輸送交通

輸送・交通  
警備・消防  
など

## 第74回国民体育大会石岡市実行委員会 常任委員

(順不同・敬称略)

役職種別	常任委	所属機関・団体・役職名	氏名
会長	委員長	石岡市長	今泉文彦
副会長		石岡市議会議長	塚谷重市
		石岡市教育委員会委員長	岡崎尚俊
		石岡商工会議所 会頭	高木祐治
		石岡市体育協会 会長	手塚克彦
		石岡市観光協会 会長	武井 勇
常任委員		石岡市議会 副議長	岡野孝男
		石岡市議会 総務委員会 委員長	菱沼和幸
		石岡市議会 教育福祉環境委員会 委員長	谷田川 泰
		石岡市議会 経済建設消防委員会 委員長	関口忠男
		茨城県バドミントン協会 副理事長	松下高輝
		石岡市副市長	松隈健一
		石岡市教育委員会 教育長	櫻井 信
		茨城県石岡警察署 署長	小森正彦
		石岡市区長会 会長	佐藤信夫
		石岡市学校長会 会長	桜井光好
		東日本旅客鉄道株式会社石岡駅 駅長	小湊哲雄
		関鉄グリーンバス株式会社 代表取締役社長	長津博樹
		茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合石岡支部 副支部長	石本章
		石岡市八郷商工会 会長	菊地清
		社会福祉法人 石岡市社会福祉協議会 会長	平井純子
		石岡市協働まちづくり推進委員会 会長	木村進
		茨城県オリエンテーリング協会 会長	狩野平左衛門
		石岡トレイルランクラブ 会長	山口実
		ハングライダー・パラグライダー石岡市大会実行委員会 委員長	田中美由喜
		茨城県スポーツ吹矢協会 石岡支部 支部長	佐藤 一
	石岡リレーカーニバル実行委員会 委員長	溝口光幸	

## 第74回国民体育大会石岡市実行委員会会則

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 本会は、第74回国民体育大会石岡市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

#### (目的)

第2条 実行委員会は、第74回国民体育大会において、石岡市で開催される競技会（以下「競技会」という）の円滑な運営に必要な事業を行うことを目的とする。

#### (所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連携調整に関すること。
- (6) 市民のスポーツ意識の高揚に関すること。
- (7) その他実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

### 第2章 組織

#### (組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 石岡市を代表する者
- (2) 石岡市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

#### (役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 50名以内
- (4) 監事 2名

#### (役員を選任)

第6条 会長は、石岡市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

#### (役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れたときは、その委員等は辞任したものとみなしその後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の各号に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。ただし総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。

4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託に関すること。

(3) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 常任委員会は、前項第2号に規定する付託事項のうち、必要と認める事項については専門委員会に委任することができる。

9 常任委員会は、第7項の規定により審議した事項及び次条第3項の規定により専門委員から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

10 前条5項及び6項の規定は、常任委員会について準用する

11 8条の規定は、常任委員会の任期等について準用する。

#### 第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、承認を得なければならない。

#### 第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第6章 会計

第16条 実行委員会の経費は、交付金及びその他の収入をもって充てる。

(経費)

(事業計画及び予算)

第17条 実行委員会の事業計画及び予算については、総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第18条 実行委員会の事業報告及び決算については、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第7章 解散

### (解散)

第20条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て石岡市に帰属する。

## 第8章 補則

### (委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

1 この会則は、平成28年10月18日から施行する。